

# パワーハラスメント防止措置 義務化対応 パワハラ予防研修



2022年4月1日より中小企業にもパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、従業員規模や業種にかかわらず、どの事業主も「パワハラ防止措置」を果たさなければならなくなりました。

国は「パワハラ防止措置」の中に研修の実施を掲げていますが、一般的に行われている「パワハラ研修」は、「パワハラとはどういう行為なのか」「何に気をつければいいのか」「パワハラが起きたらどう対処するか」ということに対するスポットを当てる研修がほとんどです。しかし、パワハラが起きない職場環境を継続させるには、植物と同じように「パワハラの土壌（組織）」と「根っこ（人の感情や認知、関係の質）」を整えることが最も大切です。

パワハラの予防研修は、パワハラ予防に焦点を当て、働く人がパワハラを起こさず、部下との関係の質を向上させ、心理的安全性の高い働きがいのある職場をつくることを目的とします。

今回の研修内容を社内で共有し、人を大切にする組織風土、企業文化の醸成に役立てていただきたいと思います。  
新入社員が入社するこの時期、ぜひ本研修をご活用ください。

**対象者**  
・  
**定員**

経営者、管理職、職場リーダー、人事総務担当者など  
定員16名

**研修  
内容**

- ・パワハラ自己チェック・パワハラの定義・パワハラ6類型
- ・パワハラのグレーゾーン・イライラと怒りのメカリズム
- ・自己理解のためのエニアグラム・エニアグラム診断
- ・他者との違いを知る など

**受講料**  
・  
**支払方法**

受講料 ひとり8,000円（税込）

※受講料はパワハラ予防カード代3,000円（税込）を含みます。

※令和6年3月初旬、御請求書を郵送させて頂きます。

※お支払い方法は、銀行振込または口座引き落とし（報酬を口座引き落としにさせて頂いている顧問先様のみ）となります。

**日時  
会場**

令和6年3月27日（水）

13:30～17:30（受付13:15～）

ライカ 貸会議室C 鹿児島県鹿児島市中央町19-40 Li-Ka1920 5階

研修終了後に懇親会（鹿児島中央駅近辺 会費5千円程度）を行う予定です。

講師も参加予定ですので、是非ご参加ください。

**申込**

貴社名		
住所・電話番号	〒	TEL
受講者 氏名	懇親会 参加希望 <input type="checkbox"/>	
	懇親会 参加希望 <input type="checkbox"/>	
	懇親会 参加希望 <input type="checkbox"/>	

主催：ゆりぞの社会保険労務士事務所

〒892-0847 鹿児島市西千石町13-6

TEL 099-813-7561